

弁護士保険に関する紛争解決機関の設置及び手続に関する細則

(平成二十九年六月二十九日)

改正 平成二九年一〇月二七日

目次

| | |
|-----|--------------------|
| 第一章 | 総則(第一条・第二条) |
| 第二章 | 運営委員会(第三条―第七条) |
| 第三章 | 裁定委員会(第八条) |
| 第四章 | 事務局(第九条―十一条) |
| 第五章 | 紛争解決手続(第十二条―二十二条) |
| 第六章 | 見解表明手続(第二十三条―二十九条) |
| 附則 | |

第一章 総則

(目的)

第一条 この細則は、弁護士保険に関する紛争解決機関の設置及び手続に関する規則(規則第百八十二号。以下「規則」という。)を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(協定書)

第二条 規則第二条第二項の協定書の様式は、別記様式第一号とする。

第二章 運営委員会

(運営委員会に関して必要な事項の定め)

第三条 規則第四条第八項の必要な事項は、次条から第七条までに定めるところによる。

(運営委員会の構成)

第四条 運営委員会の構成は、次に掲げるとおりとする。

- 一 弁護士会連合会の推薦による運営委員 各二名
- 二 東京弁護士会の推薦による運営委員 三名
- 三 第一東京弁護士会、第二東京弁護士会及び大阪弁護士会の推薦による運営委員 各二名
- 四 会長の指名による運営委員 五名以内

(委員長等の職務)

第五条 運営委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、運営委員会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が、あらかじめ委員長の定める順序により、委員長の職務を行う。

(招集)

第六条 運営委員会は、委員長が招集する。

(議事録)

第七条 運営委員会の議事については、議事録を作成し、出席した委員長及び運営委員二名が署名押印する。

(承諾書)

第八条 規則第六条第二項の承諾書の様式は、別記様式第二号とする。

第四章 事務局

(事務局に関して必要な事項の定め)

第九条 規則第八条第四項の必要な事項は、次条及び第十一条に定めるところによる。

(事務局の業務)

第十条 弁護士保険ADRの運営並びに弁護士保険ADRにおける紛争解決手続及び見解表明手続に関する事務は、事務局が行う。

2 事務局は、受付、期日の連絡、書類送付、会計、備付書類の管理等の事務を行う。

(備付書類)

第十一条 事務局に、次に掲げる書類を備え付ける。

- 一 運営委員を登録した名簿
- 二 裁定委員候補者名簿
- 三 紛争解決申立て及び見解表明申立ての受付簿
- 四 紛争解決手続及び見解表明手続に係る各種書式
- 五 和解契約書の写し、裁定書及び見解書の原本並びにそれらの原本若しくは写しの受領書又は第十六条第一項の規定により送付した書類の送付状の写し

第五章 紛争解決手続

(手続同意書及び裁定同意書)

第十二条 規則第十一条第二項の手続同意書及び裁定同意書の様式は、それぞれ別記様式第三号及び別記様式第四号とする。

(紛争解決手続に関して必要な事項の定め)

第十三条 規則第二十一条の必要な事項は、次条から第二十二条までに定めるところによる。

(申立書の添付書類)

第十四条 申立人は、次に掲げる書類を規則第十一条第一項の申立書に添付しなければならない。

- 一 紛争解決申立てを基礎付ける証拠があるときは、その証拠書類の写し
- 二 当事者が法人（協定保険会社等を除く。）であるときは、その代表者の資格を証する書類
- 三 規則第十一条第二項の手続同意書
- 四 裁定手続を希望するときは、規則第十一条第二項の裁定同意書

(申立ての受付時間)

第十五条 弁護士保険ADRに対する紛争解決申立ての受付時間は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条の規定による休日及び十二月二十八日から翌年の一月四日までの日を除く日の午前十時から午後四時までとする。

(書類の送付等)

第十六条 弁護士保険ADRにおける紛争解決手続に関する書類は、本人に対して受領書又は受領印の押印と引換えに直接交付する場合を除き、申立書等の書類に記載された当事者等の事務所の所在場所若しくは住所又はこれらの者が特に送付先として指定した場所に送付する。

2 前項の規定にかかわらず、和解あつせん手続又は裁定手続における期日の通知その他各手続に必要な事項の通知は、口頭、書面その他適宜の方法により行うことができる。

(裁定委員選任等の通知)

第十七条 運営委員会は、裁定委員を選任したときは、速やかに当該裁定委員の氏名（弁護士であつて職務上の氏名を使用しているものについては、職務上の氏名をいう。以下同じ。）その他必要な事項を当事者に通知しなければならない。

(期日等の通知等)

第十八条 裁定委員会は、期日その他必要な事項を当事者等に通知しなければならない。

2 裁定委員会は、相手方に対して、第一回期日までに、答弁の趣旨、理由及び立証方法を記載した答弁書の提出を求めることができる。

(期日調書)

第十九条 裁定委員会は、期日ごとに期日調書を作成しなければならない。

2 前項の期日調書には、日時、場所、出頭者の氏名及び審理事項の概要を記載する。

(紛争解決申立ての変更)

第二十条 申立人は、裁定委員会が承認した場合は、紛争解決申立てにより求める和解又は裁定の内容を変更することができる。ただし、裁定委員会は、相手方及び紛争解決手

続に参加した利害関係人に対して、変更後の内容に対する答弁及び主張をする機会を与えなければならない。

(裁定委員の解任)

第二十一条 運営委員会は、規則第十三条第三項に規定する場合のほか、次に掲げる場合は、裁定委員を解任することができる。

- 一 裁定委員が法律上又は事実上その任務を遂行することができなくなったとき。
 - 二 裁定委員がその任務の遂行を不当に遅滞させたとき。
- 2 運営委員会は、裁定委員を解任しようとするときは、あらかじめ当事者等及び当該裁定委員に意見を述べる機会を与えなければならない。

(裁定委員の任務の終了)

第二十二条 裁定委員の任務は、当該裁定委員に次に掲げる事由が生じた場合に終了する。

- 一 死亡
- 二 辞任又は解任

2 運営委員会は、前項各号に掲げる事由により裁定委員の任務が終了した場合は、速やかに後任の裁定委員を選任しなければならない。

第六章 見解表明手続

(見解表明手続に関して必要な事項の定め)

第二十三条 規則第四十一条の必要な事項は、次条以下に定めるところによる。

(見解表明担当委員選任等の通知)

第二十四条 運営委員会は、見解表明担当委員を選任したときは、速やかに当該見解表明担当委員の氏名その他必要な事項を見解表明申立人に通知しなければならない。

(期日等の通知)

第二十五条 見解表明担当委員会は、期日を開く場合は、その日時、場所その他必要な事項を見解表明申立人に通知しなければならない。

(通知方法)

第二十六条 前二条の規定による通知その他見解表明手続に必要な事項の通知は、口頭、書面その他適宜の方法により行うことができる。

(期日調書)

第二十七条 見解表明担当委員会は、期日を開く場合は、期日ごとに期日調書を作成しなければならない。

2 前項の期日調書には、日時、場所、出頭者の氏名及び審理事項の概要を記載する。

(見解表明担当委員の解任)

第二十八条 運営委員会は、規則第三十八条で準用する規則第十三条第三項に規定する場合のほか、次に掲げる場合は、見解表明担当委員を解任することができる。

一 見解表明担当委員が法律上又は事実上その任務を遂行することができなくなったとき。

二 見解表明担当委員がその任務の遂行を不当に遅滞させたとき。

2 運営委員会は、見解表明担当委員を解任しようとするときは、あらかじめ見解表明申立人及び当該見解表明担当委員に意見を述べる機会を与えなければならない。

(見解表明担当委員の任務の終了)

第二十九条 見解表明担当委員の任務は、当該見解表明担当委員に次に掲げる事由が生じた場合に終了する。

一 死亡

二 辞任又は解任

2 運営委員会は、前項各号に掲げる事由により見解表明担当委員の任務が終了した場合は、速やかに後任の見解表明担当委員を選任しなければならない。

附 則

この細則は、平成三十年一月一日から施行する。

附 則 (平成二九年一〇月二七日改正)

第十四条第二号、第二十条、別記様式第一号及び別記様式第三号の改正規定は、平成二十九年十月二十七日から施行する。

